

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

免税販売手続が可能で一定の基準を満たす自動販売機を設置した場合、その自動販売機の設置に係る免税店の許可については、人員の配置を不要とする措置を講じることにより、訪日外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額の一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る。

施策の背景

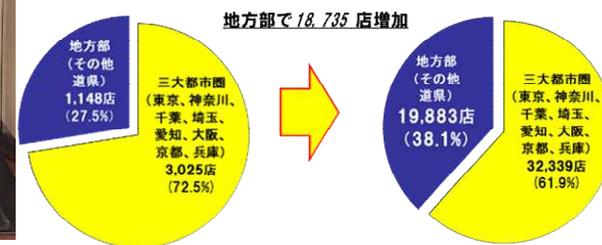
- 現行では、免税店の許可申請において、必要な人員を配置することが要件となっている。
- 近年、訪日外国人旅行者向けにお土産を販売するIoT技術を搭載した自動販売機が人気であり、従業員を介さずに販売を行った物品についても免税の対象にして欲しいという事業者のニーズがある。



IoT自動販売機

三大都市圏と地方部の免税店数

2012年4月1日 4,173店
2019年10月1日 52,222店



要望の結果

- 免税販売手続が可能で一定の基準を満たす自動販売機を設置した場合、その自動販売機の設置に係る免税店の許可については、人員の配置を不要とする措置を講じる。

(現行)



【許可要件】

免税販売手続に必要な人員の配置等が必要

(追加)



【許可要件】

一定の基準を満たす自動販売機の設置については人員の配置が不要

(自動販売機で行う手続の一例)

- パスポートの本人確認
→顔認証機能で代替
- パスポート情報の読取
→文字認識機能で代替

これまでの消費税免税制度の拡充

- 〈第一弾〉(平成26年10月運用開始)
 - ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加
- 〈第二弾〉(平成27年4月運用開始)
 - ・免税手続きの第三者への委託を可能とし、免税一括カウンターの設置等
- 〈第三弾〉(平成28年5月運用開始)
 - ・一般物品の購入下限額引下げ
 - ・購入者誓約書の電磁的記録による保存等
- 〈第四弾〉(合算：平成30年7月運用開始、電子化：令和2年4月運用開始予定)
 - ・一般物品と消耗品の合算
 - ・免税販売手続きの電子化
- 〈第五弾〉(令和元年7月運用開始)
 - ・「臨時免税店」制度の創設